

J R 四国労組ニュース

令和2年10月30日（No.6）

発行責任者／大谷 清

編集責任者／武智 義治

年末手当交渉開始！ コロナ禍においても現場で奮闘する 組合員の努力を訴える！！

J R 四国労組は10月14日に申し入れた申第6号「年末手当の要求」及び申第7号「準組合員（エキスパート社員）の年末一時金の要求」、並びに申第8号「準組合員（契約社員）の年末一時金の要求」について、本日、団体交渉に臨み主旨説明を行った。

【申第6号 「2020年度年末手当の要求」について】

- 1 要求額 基準内賃金の1.8ヵ月分
- 2 加算額 年末手当の基準日において、55歳以上の組合員に30,000円加算
- 3 支払日 2020年12月4日（金）

【申第7号 「2020年度準組合員（エキスパート社員）の年末一時金の要求」について】

- 1 基礎額 基本賃金及び高年齢調整手当の合計額に2.2を乗じた額
- 2 加算金 準組合員（エキスパート社員）全員に10,000円加算
- 3 支払日 2020年12月4日（金）

【申第8号 「2020年度準組合員（契約社員）の年末一時金の要求」について】

- 1 パートナー社員（月給・日給適用者）の要求額

(1) 基準額

調査期間内の勤務日数	四国地区	大阪地区	列車乗務員	アテンダント
65日以上120日未満	62,000円	80,000円	70,000円	70,000円
120日以上	124,000円	160,000円	140,000円	140,000円

(2) 加算額

基準額該当者で契約更新が3回以上ある準組合員（契約社員）に10,000円加算

- 2 支払日 2020年12月4日（金）

＜組合からの主旨説明（要旨）＞

新型コロナウイルス感染症拡大以降、移動の自粛や新しい生活様式の定着による影響を大きく受け、鉄道運輸収入は過去になく激減し、回復の兆しは未だ見えない。このような厳しい状況においても、組合員は公共交通機関を担う者としての使命を持ち「安全・安定輸送の確立」を第一義に、それぞれの持ち場で力を発揮している。また、J R 四国グループが直面する危機を一人ひとりが共有し、収入確保に向けた営業施策に積極的に協力するとともに、コロナ禍への対応やJ R 四国の経営自立を含む緊急政策課題の解決に向けた署名活動にも一丸となって取り組んでいる。

勤労意欲向上に資する期末手当及び期末一時金は、組合員の生活にとって極めて重要な位置づけであることから、コロナ禍においてエッセンシャルワーカーとして、日夜懸命に奮闘している組合員の努力に報いるためにも、会社として誠意ある回答をするよう強く要請する。

＜主旨説明に対する、会社側の考え方＞

会社の体力及び貴側の要求主旨を踏まえ鋭意検討するが、コロナの影響によりこれまでに経験したことのない規模の減収が生じており、会社発足以来の未曾有の危機を前提に置いた中での交渉とならざるを得ない。

以 上